富最賃百専第3号令和6年10月28日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明 殿

> 富山地方最低賃金審議会 富山県百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会 部会長高倉 史人

富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、令和6年8月21日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員	◎ 高倉 史人	〇 長尾 治明	柳原 佐智子
労働者代表委員	加藤健介	山本望鈴	鈴木彰
使用者代表委員	江 下 修	中 俊之	寺 山 収

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

富山県百貨店、総合スーパー最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,003円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり